

平成 17 年 7 月 29 日

各 位

会社名 株式会社ウェザーニューズ  
代表者名 代表取締役会長兼社長 石橋 博良  
(コード番号 4825 東証第一部)  
問合せ先 社長室 IMC (広報・IR)  
リダー 増山 晴久  
TEL (043) 274-5536

## ストックオプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 7 月 29 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定にもとづき、ストックオプションとして新株予約権を発行することに関する議案を、下記のとおり平成 17 年 8 月 21 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

### 記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社および当社子会社の取締役、従業員ならびに社外協力者の業績向上への意欲や士気を一層高めるとともに、当社グループ全体の企業価値向上に資するためのストックオプションとして、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権割当の対象者  
当社および当社子会社の取締役、従業員ならびに社外協力者
  - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
新株予約権の目的たる株式の種類および数(以下、「付与株式数」という)は、当社普通株式 100 株とし、その総数の上限は当社普通株式 400,000 株とします。  
なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切り捨て)新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とします。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める付与株式数の調整を行うものとします。
  - (3) 新株予約権の総数  
4,000 個を上限とします。
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償で発行するものとします。
  - (5) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込をすべき額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当りの払込金額(以下、「行使価額」という。)に行使株式数を乗じた金額とします。  
行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じ

た金額（1円未満の端数は切り上げる）とします。

ただし、その金額が発行日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（当日に終値がない場合は、これに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使ならびに新株引受権の行使による場合を除く）が行われる場合、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社が必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

発行日より10年を経過する日までの範囲内で当社取締役会において決定するものとします。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の全部または一部につき行使することができるものとします。

その他の条件については、以下の3.に記載の新株予約権割当の要領に定めるものとします。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、いつでも、これを無償にて消却することができるものとします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとします。

3. 新引予約権割当の要領

新株予約権の割り当てに際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す契約を新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結するものとします。

(注) 上記の内容については、平成17年8月21日開催予定の当社第19期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件と致します。

以上